

○大分県環境影響評価条例施行規則

平成十一年六月十五日

大分県規則第四十三号

改正 平成一九年四月一日規則第三三号

平成二五年九月二七日規則第五八号

平成二八年三月三一日規則第四九号

平成二九年三月三〇日規則第六号

大分県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

大分県環境影響評価条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 第一種対象事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 配慮書の作成等（第三条の二—第三条の七）

第二節 環境影響評価実施計画書の作成等（第四条—第十三条）

第三節 環境影響評価準備書（第十四条—第三十六条）

第四節 環境影響評価書（第三十七条—第四十一条）

第三章 第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続（第四十一条の二・第四十二条）

第四章 対象事業の内容の変更等（第四十三条—第四十九条）

第五章 環境影響評価書の公告及び縦覧後の手続等（第五十条—第六十二条）

第六章 準用事業に係る環境影響評価その他の手続（第六十三条—第六十五条）

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等（第六十六条—第七十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（第一種対象事業）

第二条 条例第二条第二号の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が、同表の一の項から四の項まで（三の項のホ及びへを除く。）又は六の項から十一

の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の五の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは対象公有水面埋立て等である部分を、同表の四の項の第二欄に掲げる要件に該当し、かつ、工場用地の造成（同表の八の項に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象工場用地造成」という。）を伴うものであるときは対象工場用地造成である部分を除くものとする。

（平二九規則六・一部改正）

（第二種対象事業）

第三条 条例第二条第三号の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の六の項から十一の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（平二九規則六・一部改正）

第二章 第一種対象事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 配慮書の作成等

（平二五規則五八・追加）

（条例第四条の二の規則で定める事項）

第三条の二 条例第四条の二の規則で定める事項は、第一種対象事業を実施する区域の位置、第一種対象事業の規模又は第一種対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項であつて、別表第一の二の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事項を含むものとする。

（平二五規則五八・追加）

（配慮書の記載事項）

第三条の三 条例第四条の三第一項第五号の規則で定める事項は、条例第四条の六の規定により配慮書の案について意見を求めた場合における一般の意見の概要とする。

2 条例第四条の三第一項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての第一種対象事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。

（平二五規則五八・追加）

（配慮書の提出）

第三条の四 条例第四条の四の規定による配慮書の提出は、配慮書提出書（第一号様式）により行わなければならない。

2 条例第四条の四の規定により提出する配慮書の部数は、知事にあつては三十五部、同条に規定する市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、部数を変更することができる。

（平二五規則五八・追加）

（配慮書の公表）

第三条の五 条例第四条の四の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）を公表する場所は、第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 第一種対象事業を実施しようとする者の事務所

二 県の庁舎

三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

四 前三号に掲げるもののほか、第一種対象事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

2 条例第四条の四の規定による配慮書等の公表は、前項各号に規定する場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 第一種対象事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二 県の協力を得て、県のウェブサイトに掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

3 前二項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

（平二五規則五八・追加）

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第三条の六 条例第四条の五第一項の規則で定める期間は、九十日とする。

（平二五規則五八・追加）

（第一種対象事業の廃止等の通知等）

第三条の七 条例第四条の七第一項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（第一号

様式の二) により行わなければならない。

2 条例第四条の七第一項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 二 関係市町村長の協力を得て、関係市町村長の公報又は広報誌に掲載すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適切と認める方法

3 条例第四条の七第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 第一種対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
- 三 条例第四条の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当する号
- 四 条例第四条の七第一項第三号に該当する場合にあつては、引継ぎにより新たに第一種対象事業を実施しようとする者となつた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（平二五規則五八・追加）

#### 第二節 環境影響評価実施計画書の作成等

（平二五規則五八・旧第一節繰下）

（環境影響評価実施計画書の作成）

第四条 条例第五条第二号に規定する第一種対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第一種対象事業の種類
- 二 第一種対象事業の規模
- 三 第一種対象事業が実施されるべき区域（以下「第一種対象事業実施区域」という。）の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一種対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者（第一種対象事業を実施する者に限る。以下この章において同じ。）は、第一種対象事業に係る環境影響評価実施計画書（以下「第一種対象事業実施計画書」という。）に条例第五条第二号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第一種対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

- 3 事業者は、第一種対象事業実施計画書に条例第五条第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、第一種対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を記載しなければならない。
- 4 事業者は、第一種対象事業実施計画書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、第一種対象事業実施計画書に条例第五条第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。
- 6 条例第五条第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 条例第四条の五第一項の規定により知事の意見が述べられた場合にあつては、当該意見
  - 二 条例第四条の六の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めた場合にあつては、当該意見の概要
  - 三 前二号の意見についての第一種対象事業を実施しようとする者の見解
  - 四 条例第四条の二の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容  
(平一九規則三三・平二五規則五八・一部改正)

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第五条 条例第六条第一項の第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第一種対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(環境影響評価実施計画書の提出)

第六条 条例第六条第一項の規定による第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類（以下「実施計画書等」という。）の提出は、環境影響評価実施計画書提出書（第一号様式の三）により行わなければならない。

2 条例第六条第一項の規定により提出する実施計画書等の部数は、知事にあつては三十五部、前条に規定する地域を管轄する市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、部数を変更することができる。

(平二五規則五八・一部改正)

(環境影響評価実施計画書についての公告の方法)

第七条 条例第七条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 二 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適切と認める方法

(環境影響評価実施計画書の縦覧場所)

第八条 条例第七条第一項の規定により実施計画書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎
- 三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が適切と認める施設

(平二五規則五八・一部改正)

(環境影響評価実施計画書について公告する事項)

第九条 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種対象事業実施区域
- 四 条例第六条第一項の第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 第一種対象事業実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第一種対象事業実施計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(環境影響評価実施計画書の公表)

第九条の二 条例第七条第一項の規定による実施計画書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県の協力を得て、県のウェブサイトに掲載すること。
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

(平二五規則五八・追加)

(公告の実施の報告)

第十条 条例第七条第二項の規定による報告は、公告実施報告書（第二号様式）により行わなければならない。

(実施計画書説明会の開催)

第十条の二 条例第七条の二第一項に規定する実施計画書説明会は、できる限り実施計画書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、実施計画書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(平二五規則五八・追加)

(実施計画書説明会の開催の公告)

第十条の三 条例第七条の二第二項の規定による通知は、説明会開催通知書（第二号様式の二）により行わなければならない。

- 2 第七条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。
- 3 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
  - 三 第一種対象事業が実施されるべき区域
  - 四 第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
  - 五 実施計画書説明会の開催を予定する日時及び場所

(平二五規則五八・追加)

(責めに帰することができない事由)

第十条の四 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により実施計画書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により実施計画書説明会の開催が故意に阻害されることによつて実施計画書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(平二五規則五八・追加)

(実施計画書説明会の開催報告等)

第十条の五 条例第七条の二第五項の規定による報告は、実施計画書説明会を開催した場合にあつては説明会実施状況報告書(第二号様式の三)により、実施計画書説明会を開催することができなかつた場合にあつては説明会未開催理由等報告書(第二号様式の四)により行わなければならない。

(平二五規則五八・追加)

(環境影響評価実施計画書についての意見書)

第十一条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 意見書の提出の対象である第一種対象事業の名称
- 三 第一種対象事業実施計画書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由  
(環境影響評価実施計画書についての意見の概要等の提出)

第十二条 条例第九条の規定による意見の概要を記載した書類等の提出は、意見概要等提出書(第三号様式)により行わなければならない。

(環境影響評価実施計画書についての知事の意見の提出期間)

第十三条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。

### 第三節 環境影響評価準備書

(平二五規則五八・旧第二節繰下)

(環境影響評価準備書等の提出)

第十四条 条例第十四条の規定による第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類(以下「第一種対象事業準備書等」という。)の提出は、環境影響評価準備書提出書(第四号様式)により行わなければならない。

2 条例第十四条の規定により提出する第一種対象事業準備書等の部数は、知事にあつて

は三十五部、第一種対象事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、部数を変更することができる。

(平二五規則五八・一部改正)

(環境影響評価準備書についての公告の方法)

第十五条 第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による公告について準用する。

(環境影響評価準備書の縦覧場所)

第十六条 第八条の規定は、条例第十五条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第八条中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは、「第一種対象事業準備書等」と読み替えるものとする。

(環境影響評価準備書について公告する事項)

第十七条 第九条の規定は、条例第十五条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第四号中「条例第六条第一項の第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「条例第十四条に規定する第一種対象事業関係地域」と、第五号中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第一種対象事業準備書等」と、第六号中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第一種対象事業準備書」と、第七号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(環境影響評価準備書の公表)

第十七条の二 第九条の二の規定は、条例第十五条第一項の公表について準用する。この場合において、第九条の二中「実施計画書等」とあるのは「第一種対象事業準備書等」と読み替えるものとする。

(平二五規則五八・追加)

(公告の実施の報告)

第十八条 第十条の規定は、条例第十五条第二項の規定による報告について準用する。

(準備書説明会の開催)

第十九条 条例第十六条第一項に規定する準備書説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種対象事業関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(平二五規則五八・一部改正)

(準備書説明会の開催の公告)

第二十条 条例第十六条第二項の規定による通知は、説明会開催通知書（第二号様式の二）により行わなければならない。

2 第七条の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。

3 条例第十六条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種対象事業実施区域
- 四 第一種対象事業関係地域の範囲
- 五 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

(平二五規則五八・一部改正)

(責めに帰することができない事由)

第二十一条 条例第十六条第四項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により準備書説明会の開催が故意に阻害されることによって準備書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(平二五規則五八・一部改正)

第二十二条 削除

(平二五規則五八)

(準備書説明会の開催報告等)

第二十三条 条例第十六条第五項の規定による報告は、準備書説明会を開催した場合にあっては説明会実施状況報告書（第二号様式の三）により、準備書説明会を開催することができなかった場合にあっては説明会未開催理由等報告書（第二号様式の四）により行わなければならない。

(平二五規則五八・一部改正)

(環境影響評価準備書についての意見書)

第二十四条 第十一条の規定は、条例第十七条第一項の意見書について準用する。この場合において、第十一条第三号中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは、「第一種対象事業準備書」と読み替えるものとする。

(環境影響評価準備書についての意見の概要等の提出)

第二十五条 条例第十八条の規定による意見の概要を記載した書類等の提出は、意見概要等提出書（第三号様式）により行わなければならない。

(公聴会の開催場所)

第二十六条 条例第十九条第一項（条例第五十条第二項において準用する場合を含む。）の公聴会は、第一種対象事業関係地域内において開催するものとする。ただし、当該地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

(公聴会の開催の公告)

第二十七条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の一月前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 事業者の氏名及び住所
- 三 第一種対象事業の名称及び種類
- 四 意見を聴こうとする事項
- 五 意見陳述の申出に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定により公告をしたときは、その旨を事業者及び第一種対象事業関係市町村長に通知するものとする。

(意見陳述の申出)

第二十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第一項の規定による公告の日から二週間以内に、当該意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

(公聴会の開催の中止)

第二十九条 知事は、前条の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。

2 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公告するとともに事業者及び第一種対象事業関係市町村長に通知するものとする。

(公述人の選定)

第三十条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、第二十八条の規定により書面を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」とい

う。)をあらかじめ選定することができる。

2 前項の規定による公述人の選定は、第二十八条の規定により書面を提出した者が多数である場合に行うものとし、その方法は当該提出のあった書面の内容の類似性等を考慮したうえで抽選により行うものとする。

3 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(次項及び第三十二条第三項において「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

4 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第二十八条の規定により書面を提出した者に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第三十一条 公聴会は、知事が指名する職員が議長として主宰する。

(公述人の発言)

第三十二条 議長は公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人の発言の時間を定め、又は公述人の発言の順序を定めることができる。

2 公述人は、第一種対象事業準備書についての環境の保全の見地からの意見の範囲及び第二十八条の規定により提出した書面の内容の範囲を超えて発言してはならない。

3 議長は、公述人の発言が前項に規定する範囲を超えたとき、若しくは公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、若しくは中止させ、又は当該公述人を退場させることができる。

(代理人等)

第三十三条 公述人は、あらかじめ知事が認めたとき又は議長が許可したときに限り代理人に意見を述べさせることができる。

(公聴会の秩序の維持)

第三十四条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成等)

第三十五条 条例第十九条第二項の書類には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 第一種対象事業の名称
- 二 公聴会の開催の日時及び場所
- 三 公述人の氏名、住所及び職業
- 四 公述人が述べた意見の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

(環境影響評価準備書についての知事の意見の提出期間)

第三十六条 条例第二十条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。

#### 第四節 環境影響評価書

(平二五規則五八・旧第三節繰下)

(環境影響評価書等の提出)

第三十七条 条例第二十二条の規定による第一種対象事業評価書及びこれを要約した書類(以下「第一種対象事業評価書等」という。)の提出は、環境影響評価書提出書(第八号様式)により行わなければならない。

- 2 条例第二十二条の規定により提出する第一種対象事業評価書等の部数は、知事にあつては三十五部、第一種対象事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、部数を変更することができる。

(平二五規則五八・一部改正)

(環境影響評価書についての公告の方法)

第三十八条 条例第二十三条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 二 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適切と認める方法

(環境影響評価書の縦覧場所)

第三十九条 条例第二十三条第一項の規定により第一種対象事業評価書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎
- 三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

四 前三号に掲げるもののほか、知事が適切と認める施設

(環境影響評価書について公告する事項)

第四十条 条例第二十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種対象事業実施区域
- 四 第一種対象事業関係地域の範囲
- 五 第一種対象事業評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(環境影響評価書の公表)

第四十条の二 第九条の二の規定は、条例第二十三条第一項の公表について準用する。この場合において、第九条の二中「実施計画書等」とあるのは「第一種対象事業評価書等」と読み替えるものとする。

(平二五規則五八・追加)

(公告の実施の報告)

第四十一条 条例第二十三条第二項の規定による報告は、公告実施報告書（第二号様式）により行わなければならない。

第三章 第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続

(配慮書作成手続の申出)

第四十一条の二 条例第二十五条第三項の規定により第二種対象事業を実施しようとする者で配慮書手続を実施しようとする者の知事への申出は、配慮書手続実施申出書（第八号様式の二）により行わなければならない。

(平二五規則五八・追加)

(環境影響評価実施計画書の作成等の規定の準用)

第四十二条 第三条の二、第三条の四、第三条の六から第六条まで（第四条第六項第二号を除く。）、第十三条、第十四条及び第三十六条から第四十一条までの規定は、第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第三条の二中「条例第四条の二」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の二」と、第三条の四第一項中「条例第四条の四」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の四」と、同条第二項中「条例第四条の四」とあり、及び「同条」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の四」と、第三条の六中「条例第四条の五第一項」とあるのは「条例第二十五条第三項に

において準用する条例第四条の五第一項」と、第三条の七第一項中「条例第四条の七第一項」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する第四条の七第一項」と、同条第二項各号列記以外の部分中「条例第四条の七第一項」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「条例第四条の七第一項」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項」と、同項第三号中「条例第四条の七第一項各号」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項各号」と、同項第四号中「条例第四条の七第一項第三号」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項第三号」と、第四条第一項中「条例第五条第二号」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第二号」と、同項第三号中「第一種対象事業実施区域」とあるのは「第二種対象事業実施区域」と、同条第二項中「この章」とあるのは「第三章」と、「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「条例第五条第二号」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第二号」と、同条第三項中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「条例第五条第三号」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第三号」と、「第一種対象事業実施区域」とあるのは「第二種対象事業実施区域」と、同条第四項中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第五項中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「条例第五条第七号」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第七号」と、同条第六項各号列記以外の部分中「条例第五条第八号」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第五条第八号」と、同項第一号中「条例第四条の五第一項」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の五第一項」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同項第四号中「条例第四条の二」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の二」と、第五条中「条例第六条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第六条第一項」と、「第一種対象事業実施区域」とあるのは「第二種対象事業実施区域」と、第六条第一項中「条例第六条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第六条第一項」と、「第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類（以下「実施計画書等」という。）」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二項中「条例第六条第一項」とあるのは「条例第二十五条第

二項又は第三項において準用する条例第六条第一項」と、「実施計画書等」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「前条」とあるのは「第四十二条第一項において準用する第五条」と、第十三条中「条例第十条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十条第一項」と、第十四条第一項中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十四条」と、「第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類（以下「第一種対象事業準備書等」という。）」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、同条第二項中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十四条」と、「第一種対象事業準備書等」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第三十六条中「条例第二十条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十条第一項」と、第三十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十二条」と、「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業評価書等」とあるのは「第二種対象事業評価書等」と、同条第二項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十二条」と、「第一種対象事業評価書等」とあるのは「第二種対象事業評価書等」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第三十八条中「条例第二十三条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第一項」と、第三十九条中「条例第二十三条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第一項」と、「第一種対象事業評価書等」とあるのは「第二種対象事業評価書等」と、第四十条中「条例第二十三条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第一項」と、「第一種対象事業実施区域」とあるのは「第二種対象事業実施区域」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、「第一種対象事業評価書等」とあるのは「第二種対象事業評価書等」と、第四十条の二中「条例第二十三条第一項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第一項」と、「第一種対象事業評価書等」とあるのは「第二種対象事業評価書等」と、第四十一条中「条例第二十三条第二項」とあるのは「条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

2 第三条の五の規定は、第一種対象事業についてなされた手続とみなされる第二種対象

事業に係る配慮書の公表について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「条例第四条の四」とあるのは「条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第二項」と読み替えるものとする。

(平二五規則五八・全改)

#### 第四章 対象事業の内容の変更等

(事業者の氏名等の変更の届出)

第四十三条 条例第二十六条の規定による届出は、事業者氏名等変更届出書（第九号様式）により行わなければならない。

2 条例第二十六条の規定による通知は、事業者氏名等変更通知書（第十号様式）により行わなければならない。

(環境影響評価書の公告前における事業内容の軽微な変更等)

第四十四条 条例第二十三条第一項（条例第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の規定による公告を行う前における条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第六条第一項（条例第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定を適用した場合における条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第二十三条第一項の規定による公告を行う前における条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更であって、当該変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(平二五規則五八・一部改正)

(環境影響評価書の公告後における事業内容の軽微な変更等)

第四十五条 条例第二十三条第一項の規定による公告を行った後における条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第二十三条第一項の規定による公告を行った後における条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(事業内容の変更の場合の手續の再実施の届出)

第四十六条 条例第二十七条第二項の規定による届出は、手續再実施届出書（第十一号様式）により行わなければならない。

2 条例第二十七条第二項の規定による通知は、手續再実施通知書（第十二号様式）により行わなければならない。

(事業内容の変更の公告)

第四十七条 第七条の規定は、条例第二十七条第三項の規定による公告について準用する。

2 条例第二十七条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所

二 第一種対象事業の名称、種類及び規模

三 第一種対象事業実施区域

四 変更の内容

五 変更の理由

六 再実施する環境影響評価その他の手続の内容

(事業内容の変更の届出等)

第四十八条 条例第二十七条第五項の規定による届出は、事業内容変更届出書（第十三号様式）により行わなければならない。

2 条例第二十七条第五項の規定による通知は、事業内容変更通知書（第十四号様式）により行わなければならない。

3 条例第二十七条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所

二 第二種対象事業の名称、種類及び規模

三 第二種対象事業実施区域

四 変更の内容

五 変更の理由

(対象事業の廃止等の届出等)

第四十九条 条例第二十八条第一項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書（第十五号様式）により行わなければならない。

2 条例第二十八条第一項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（第一号様式の二）により行わなければならない。

3 条例第二十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所

二 第一種対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の廃止等の年月日

四 対象事業の廃止等の理由

(平二五規則五八・一部改正)

第五章 環境影響評価書の公告及び縦覧後の手続等

(環境影響評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の届出等)

第五十条 条例第三十条第二項の規定による届出は、手続再実施届出書（第十七号様式）により行わなければならない。

2 条例第三十条第二項の規定による通知は、手続再実施通知書（第十八号様式）により行わなければならない。

（環境影響評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の公告）

第五十一条 第七条の規定は、条例第三十条第三項の規定による公告について準用する。

2 条例第三十条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
- 三 環境影響評価その他の手続を再実施する理由
- 四 再実施する環境影響評価その他の手続

（環境影響評価の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の規定の準用）

第五十二条 第四章の規定は、条例第三十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第四十三条中「条例第二十六条」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十六条」と、第四十四条及び第四十五条中「公告」とあるのは「公告（条例第三十条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と、「条例第二十七条第一項ただし書」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十七条第一項ただし書」と、第四十六条中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十七条第二項」と、第四十七条中「条例第二十七条第三項」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十七条第三項」と、第四十八条中「条例第二十七条第五項」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十七条第五項」と、第四十九条第一項及び第二項中「条例第二十八条第一項」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十八条第一項」と、同条第三項中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第三十条第四項において準用する条例第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

（長期間未着手の場合の環境影響評価その他の手続の再実施の規定の準用）

第五十三条 第四章の規定は、条例第三十一条第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第四十三条中「条例第二十六条」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十六条」と、第四十四条及び第四十五条中「公告」とあるのは「公告（条例第三十一条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と、「条例第二十七条第一項ただし書」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十七

条第一項ただし書」と、第四十六条中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十七条第二項」と、第四十七条中「条例第二十七条第三項」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十七条第三項」と、第四十八条中「条例第二十七条第五項」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十七条第五項」と、第四十九条第一項及び第二項中「条例第二十八条第一項」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十八条第一項」と、同条第三項中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第三十一条第四項において準用する条例第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

(工事の着手の届出)

第五十四条 条例第三十三条の規定による届出は、工事着手届出書（第十九号様式）により行わなければならない。

2 条例第三十三条の規定による通知は、工事着手通知書（第二十号様式）により行わなければならない。

(工事の完了等の届出)

第五十五条 条例第三十四条の規定による届出は、工事完了等届出書（第二十一号様式）により行わなければならない。

2 条例第三十四条の規定による通知は、工事完了等通知書（第二十二号様式）により行わなければならない。

(事後調査報告書の提出)

第五十六条 条例第三十五条第二項の規定による事後調査報告書の提出は、事後調査報告書提出書（第二十三号様式）により行わなければならない。

2 条例第三十五条第二項の規定により提出する事後調査報告書の部数は、知事にあつては二十部、関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、部数を変更することができる。

(環境保全の効果が不確実な措置等)

第五十六条の二 条例第三十五条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置
- 二 希少な動植物の保護のために必要な措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であつて、その効果が確実でないもの

(平二五規則五八・追加)

(事後調査報告書についての公告の方法)

第五十七条 第七条の規定は、条例第三十五条第三項の規定による公告について準用する。

(事後調査報告書の縦覧場所)

第五十八条 第八条の規定は、条例第三十五条第三項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第八条第一項中「実施計画書等」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(平二五規則五八・一部改正)

(事後調査報告書の公表)

第五十八条の二 第九条の二の規定は、事後調査報告書の公表について準用する。この場合において、第九条の二各号列記以外の部分中「実施計画書等」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者」と読み替えるものとする。

(平二五規則五八・追加)

(事後調査報告書について公告する事項)

第五十九条 第四十条の規定は、条例第三十五条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第四十条中「第一種対象事業」とあるのは「対象事業」と、「第一種対象事業実施区域」とあるのは「対象事業実施区域」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「対象事業関係地域」と、「第一種対象事業評価書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(公告の実施の報告)

第六十条 条例第三十五条第四項の規定による報告は、公告実施報告書（第二号様式）により行わなければならない。

(身分証明書)

第六十一条 条例第三十六条第四項の職員の身分を示す証明書は、第二十四号様式とする。

(公表の方法)

第六十二条 条例第三十七条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について大分県報に登載して行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所

二 勧告の内容

第六章 準用事業に係る環境影響評価その他の手続

(準用事業に係る申出)

第六十三条 条例第三十八条第一項の規定による申出は、準用事業申出書（第二十五号様式）により行わなければならない。

(準用事業に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)

第六十四条 第三章から第五章まで（第四十七条、第四十八条、第四十九条第三項及び第五十一条を除く。）の規定は、条例第三十八条第一項の規定による準用事業に係る環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十一条の二	条例第二十五条第三項	条例第三十八条第一項
第四十二条第一項	条例第二十五条第三項	条例第三十八条第一項
	条例第二十五条第二項又は第三項	条例第三十八条第一項
	第二種対象事業実施区域	準用事業実施区域
	第三章	第六章
	第二種対象事業実施計画書	準用事業実施計画書
	第四十二条第一項	第六十四条
	第二種対象事業準備書	準用事業準備書
	第二種対象事業関係市町村長	準用事業関係市町村長
	第二種対象事業評価書	準用事業評価書
	第二種対象事業評価書等	準用事業評価書等
第二種対象事業関係地域	準用事業関係地域	
第四十二条第二項	条例第二十五条第三項	条例第三十八条第一項
第四十三条	条例第二十六条	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十六条
第四十四条第一項	条例第二十三条第一項（条例第二十三条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十三条第一項

	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
	対象事業	準用事業
	条例第六条第一項（条例第二十三条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）	条例第三十八条第一項において準用する条例第六条第一項
	条例第六条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第六条第一項
第四十四条第二項 各号列記以外の部分	条例第二十三条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
第四十四条第二項 第二号	対象事業	準用事業
第四十四条第二項 第三号	対象事業	準用事業
	条例第六条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第六条第一項
第四十五条第一項	条例第二十三条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
	対象事業	準用事業
	条例第六条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第六条第一項
第四十五条第二項 各号列記以外の部分	条例第二十三条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十三条第一項

分	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
第四十五条第二項 第二号	対象事業	準用事業
第四十五条第二項 第三号	対象事業 条例第六条第一項	準用事業 条例第三十八条第一項において準用する条例第六条第一項
第四十六条	条例第二十七条第二項	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十七条第二項
第四十九条第一項 及び第二項	条例第二十八条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第二十八条第一項
第五十条	条例第三十条第二項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十条第二項
第五十二条	条例第三十条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十条第一項
	対象事業	準用事業
	条例第三十条第四項	条例第三十八条第一項
第五十三条	条例第三十一条第一項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十一条第一項
	対象事業	準用事業
	条例第三十一条第四項	条例第三十八条第一項
第五十四条	条例第三十三条	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十三条
第五十五条	条例第三十四条	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十四条
第五十六条及び第 五十六条の二	条例第三十五条第二項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十五条第二項
第五十七条及び第 五十八条	条例第三十五条第三項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十五条第三項

第五十九条	条例第三十五条第三項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十五条第三項
	対象事業	準用事業
	対象事業実施区域	準用事業実施区域
	対象事業関係地域	準用事業関係地域
第六十条	条例第三十五条第四項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十五条第四項
第六十一条	条例第三十六条第四項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十六条第四項
第六十二条	条例第三十七条第二項	条例第三十八条第一項において準用する条例第三十七条第二項
	事業者	準用事業を実施する者

(平二五規則五八・一部改正)

(準用事業を中止する旨の申出)

第六十五条 条例第三十八条第二項の規定による申出は、準用事業中止申出書(第二十六号様式)により行わなければならない。

#### 第七章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)

第六十六条 条例第三十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三章の章名	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四条の二	第一種対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	第一種対象事業	第一種対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種対象

		事業又は第一種対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種対象事業に係る都市施設を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種対象事業（以下「都市計画第一種対象事業」という。）
第四条の三第一項各号列記以外の部分	第一種対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第四条の三第一項第一号	第一種対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第四条の三第一項第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四条の四から第四条の六まで	第一種対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第四条の七の見出し及び同条第一項	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四条の七第二項	第二種対象事業	第二種対象事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種対象事業又は第二種対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定

		により都市計画に定められる場合における当該第二種対象事業に係る都市施設を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第二種対象事業（以下「都市計画第二種対象事業」という。）
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第五条各号列記以外の部分	事業者（第一種対象事業を実施する者に限る。この章において同じ。）	都市計画決定権者
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第五条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地。以下同じ。）	都市計画決定権者の名称
第五条第二号及び第三号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第五条第六号	事業者	都市計画決定権者
第五条第七号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第六条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第六条第二項	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第七条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書

第七条第二項	事業者	都市計画決定権者
第七条の二第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第七条の二第二項から第五項まで	事業者	都市計画決定権者
第八条第一項	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	事業者	都市計画決定権者
第九条	事業者	都市計画決定権者
第十条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第十条第二項	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第十一条及び第十二条	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第十三条	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
第十四条	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第一種対象事業関係地域	都市計画第一種対象事業関係地域
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第十五条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備

		書
	第一種対象事業関係地域内	都市計画第一種対象事業関係地域内
第十五条第二項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第十六条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係地域内	都市計画第一種対象事業関係地域内
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第一種対象事業関係地域以外	都市計画第一種対象事業関係地域以外
第十六条第二項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第十六条第三項及び第四項	事業者	都市計画決定権者
第十六条第五項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第十七条第一項	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	事業者	都市計画決定権者
第十八条	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第十九条第一項	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
第十九条第二項	事業者	都市計画決定権者

	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二十条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二十条第二項	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二十条第三項	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
	事業者	都市計画決定権者
第二十一条	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
第二十二条	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二十三条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第一種対象事業関係地域内	都市計画第一種対象事業関係地域内
第二十三条第二項	事業者	都市計画決定権者

	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二十四条	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
第四章の章名	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第二十五条第一項	第二種対象事業を実施する事業者	都市計画決定権者
	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第二十五条第二項	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
	第四章	第八章
	第二種対象事業実施計画書	都市計画第二種対象事業実施計画書
	第二十五条第二項において準用する	第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項において準用する
	第二種対象事業準備書	都市計画第二種対象事業準備書
	第二種対象事業関係地域	都市計画第二種対象事業関係地域
	第二種対象事業関係市町村長	都市計画第二種対象事業関係市町村長
	第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
第二十五条第三項	第二種対象事業を	都市計画第二種対象事業を
	第二種対象事業」	都市計画第二種対象事業」
	対象事業	都市計画第一種対象事業及び都市計画第二種対象事業
	第二十五条第三項において準用する	第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第二

		十五条第三項において準用する
	第一種対象事業に該当する	都市計画第一種対象事業に該当する
	第二種対象事業に係る	都市計画第二種対象事業に係る
	第一種対象事業について	都市計画第一種対象事業について
	第四章	第八章
	第二種対象事業に」	都市計画第二種対象事業に」
	第二種対象事業実施計画書	都市計画第二種対象事業実施計画書
	第二種対象事業準備書	都市計画第二種対象事業準備書
	第二種対象事業関係地域	都市計画第二種対象事業関係地域
	第二種対象事業関係市町村長	都市計画第二種対象事業関係市町村長
	第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
第五章の章名	対象事業	都市計画対象事業
第二十六条	事業者	都市計画決定権者（都市計画第一種対象事業又は都市計画第二種対象事業に係る工事に着手した後においては当該都市計画第一種対象事業又は都市計画第二種対象事業の事業者。第二十七条並びに第二十八条第一項及び第二項において同じ。）

	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	第二種対象事業実施計画書	都市計画第二種対象事業実施計画書
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
	第二種対象事業関係市町村長	都市計画第二種対象事業関係市町村長
第二十七条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第二十七条第二項	事業者	都市計画決定権者
第二十七条第三項	事業者	都市計画決定権者
	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第二十七条第四項	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第二十七条第五項	事業者	都市計画決定権者
第二十八条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十八条第一項第一号	対象事業を実施しない	条例第三十九条第二項に規定する対象事業等を都市計画に定めない又は対象事業を実施しない
第二十八条第二項	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第二十九条第一項	を行う	が行われる
第二十九条第二項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
	に行うもの	に行われるもの
第三十条第一項	を行って	が行われて
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業

	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第三十条第四項	に行うもの	に行われるもの
第三十一条第四項	を行った	が行われた
第三十二条	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
第三十五条第一項	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
	対象事業	都市計画対象事業
第三十五条第二項	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
	関係市町村長	都市計画関係市町村長
第三十五条第三項	第一種対象事業関係地域内	都市計画第一種対象事業関係地域内
	第二種対象事業関係地域内	都市計画第二種対象事業関係地域内
第三十五条第四項及び第六項	関係市町村長	都市計画関係市町村長
第三十七条第一項第二号	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	第二種対象事業実施計画書	都市計画第二種対象事業実施計画書
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第二種対象事業準備書	都市計画第二種対象事業準備

		書
	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
第三十七条第一項第三号及び同条第四項	対象事業	都市計画対象事業

(平二五規則五八・一部改正)

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)

第六十七条 条例第三十九条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第二章から第五章までの規定を適用するものとする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二章の章名	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第三条の二の見出し	条例第四条の二	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の二
第三条の二	条例第四条の二	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の二
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第三条の三第一項	条例第四条の三第一項第五号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の三第一項第五号
	条例第四条の六	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の六
第三条の三第二項	条例第四条の三第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の三第一項
	第一種対象事業を実施しようとする	都市計画決定権者（都市計画第一

	者	種対象事業の都市計画決定権者に 限る。以下この章において同 じ。)
第三条の四第一項 及び第二項	条例第四条の四	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第四 条の四
第三条の五第一項 各号列記以外の部 分	条例第四条の四	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第四 条の四
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第三条の五第一項 第一号及び第四号	第一種対象事業を実施しようとする 者	都市計画決定権者
第三条の五第二項 各号列記以外の部 分	条例第四条の四	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第四 条の四
第三条の五第二項 第一号	第一種対象事業を実施しようとする 者	都市計画決定権者
第三条の六	条例第四条の五第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第四 条の五第一項
第三条の七の見出 し	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第三条の七第一 項、第二項各号列 記以外の部分及び 第三項各号列記以 外の部分	条例第四条の七第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第四 条の七第一項
第三条の七第三項 第一号	第一種対象事業を実施しようとする 者の氏名及び住所（法人にあって は、その名称、代表者の氏名及び主 たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称

第三条の七第三項 第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第三条の七第三項 第三号	条例第四条の七第一項各号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の七第一項各号
第四条第一項各号 列記以外の部分	条例第五条第二号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第二号
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四条第一項第一号及び第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四条第一項第三号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域
第四条第一項第四号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四条第二項	事業者（第一種対象事業を実施する者に限る。以下この章において同じ。）	都市計画決定権者
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	条例第五条第二号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第二号
第四条第三項	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	条例第五条第三号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第三号
	第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域

第四条第四項	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第四条第五項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	条例第五条第七号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第七号
第四条第六項各号 列記以外の部分	条例第五条第八号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第八号
第四条第六項第一号	条例第四条の五第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の五第一項
第四条第六項第二号	条例第四条の六	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の六
第四条第六項第三号	第一種対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第四条第六項第四号	条例第四条の二	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の二
第五条	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域
第六条第一項	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項

	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第七条	条例第七条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項
第八条各号列記以外の部分	条例第七条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項
第八条第一号	事業者	都市計画決定権者
第九条各号列記以外の部分	条例第七条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項
第九条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地。以下同じ。）	都市計画決定権者の名称
第九条第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第九条第三号	第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域
第九条第四号	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第九条第五号及び第六号	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第九条第七号	条例第八条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項
第九条の二各号列記以外の部分	条例第七条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項

第九条の二第一号	事業者	都市計画決定権者
第十条	条例第七条第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
第十条の二	条例第七条の二第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第一項
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第十条の三第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分	条例第七条の二第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十条の三第三項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第十条の三第三項第二号から第四号まで	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第十条の四各号列記以外の部分	条例第七条の二第四項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第四項
	事業者	都市計画決定権者
第十条の四第二号	事業者	都市計画決定権者
第十条の五	条例第七条の二第五項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第五項
第十一条各号列記以外の部分	条例第八条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項

第十一条第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第十一条第三号	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第十二条	条例第九条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条
第十三条	条例第十条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十条第一項
第十四条第一項	条例第十四条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	第一種対象事業準備書等	都市計画第一種対象事業準備書等
第十四条第二項	条例第十四条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条
	第一種対象事業準備書等	都市計画第一種対象事業準備書等
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第十五条	条例第十五条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項
第十六条	条例第十五条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
第十七条	条例第十五条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ

		り読み替えて適用される条例第十五条第一項
	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	条例第十四条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条
	第一種対象事業関係地域	都市計画第一種対象事業関係地域
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
	条例第八条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項
	条例第十七条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十七条第一項
第十七条の二	条例第十五条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項
	第一種対象事業準備書等	都市計画第一種対象事業準備書等
第十八条	条例第十五条第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項
第十九条	条例第十六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十六条第一項
	第一種対象事業関係地域	都市計画第一種対象事業関係地域

	事業者	都市計画決定権者
第二十条第一項、 第二項及び第三項 各号列記以外の部 分	条例第十六条第二項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第十 六条第二項
第二十条第三項第 一号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第二十条第三項第 二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第二十条第三項第 三号	第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域
第十八条第三項第 四号	第一種対象事業関係地域	都市計画第一種対象事業関係地域
第二十一条各号列 記以外の部分	条例第十六条第四項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第十 六条第四項
	事業者	都市計画決定権者
第二十一条第二号	事業者	都市計画決定権者
第二十三条	条例第十六条第五項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第十 六条第五項
第二十四条	条例第十七条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第十 七条第一項
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画 書
	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
第二十五条	条例第十八条	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第十 八条

第二十六条	条例第十九条第一項（条例第五十条第二項において準用する場合を含む。）	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十九条第一項
	第一種対象事業関係地域	都市計画第一種対象事業関係地域
第二十七条第一項 第二号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第二十七条第二項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二十九条第二項	事業者	都市計画決定権者
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第三十二条第二項	第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
第三十五条各号列記以外の部分	条例第十九条第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十九条第二項
第三十五条第一号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第三十六条第一項	条例第二十条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十条第一項
第三十七条第一項	条例第二十二条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条
	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
	第一種対象事業評価書等	都市計画第一種対象事業評価書等
第三十七条第二項	条例第二十二条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条
	第一種対象事業評価書等	都市計画第一種対象事業評価書等
	第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村

		村長
第三十八条	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第一項
第三十九条	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第一項
	第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
第四十条第一項各号列記以外の部分	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第一項
第四十条第一項第一号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第四十条第一項第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四十条第一項第三号	第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域
第四十条第一項第四号	第一種対象事業関係地域	都市計画第一種対象事業関係地域
第四十条第一項第五号	第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
第四十条の二	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第一項
	第一種対象事業評価書等	都市計画第一種対象事業評価書等
第四十一条	条例第二十三条第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第二項

第三章の章名	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第四十一条の二	条例第二十五条第三項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項
	第二種対象事業を実施しようとする者	都市計画第二種対象事業を実施しようとする都市計画決定権者
第四十二条第一項	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
	条例第四条の二	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の二
	条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の二	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の二
	条例第四条の四	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の四
	条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の四	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の四
	条例第四条の五第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の五第一項
	条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の五第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の五第一項
	条例第四条の七第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の七第一項

条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項
条例第四条の七第一項各号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の七第一項各号
条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項各号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第一項各号
条例第五条第二号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第二号
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第二号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第二号
第一種対象事業実施区域	都市計画第一種対象事業実施区域
第二種対象事業実施区域	都市計画第二種対象事業実施区域
第一種対象事業実施計画書	都市計画第一種対象事業実施計画書
第二種対象事業実施計画書	都市計画第二種対象事業実施計画書
条例第五条第三号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第三号
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第三号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第三号

条例第五条第七号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第七号
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第七号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第五条第七号
条例第五条第八号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第八号
条例第二十五条第三項において準用する条例第五条第八号	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第五条第八号
条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第六条第一項
条例第十条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十条第一項
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十条第一項
条例第十四条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項

条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十四条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第十四条第一項
第一種対象事業準備書	都市計画第一種対象事業準備書
第一種対象事業準備書等	都市計画第一種対象事業準備書等
第二種対象事業準備書	都市計画第二種対象事業準備書
第一種対象事業関係市町村長	都市計画第一種対象事業関係市町村長
第二種対象事業関係市町村長	都市計画第二種対象事業関係市町村長
条例第二十条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十条第一項
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十条第一項
条例第二十二条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条
条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十二条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十二条
第一種対象事業評価書	都市計画第一種対象事業評価書
第二種対象事業評価書	都市計画第二種対象事業評価書
第一種対象事業評価書等	都市計画第一種対象事業評価書等
第二種対象事業評価書等	都市計画第二種対象事業評価書等
条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ

		り読み替えて適用される条例第二十三条第一項
	条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項において準用する条例第二十三条第一項
第四十二条第二項	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
	条例第四条の四	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条の四
	条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第三項において準用する条例第四条の七第二項
第四十三条第一項	条例第二十六条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条
第四十三条第二項	条例第二十六条	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条
第四十四条第一項	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第一項
	条例第二十五条第二項又は第三項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項又は第三項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条第一項ただし書
	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ

		り読み替えて適用される条例第六 条第一項
第四十四条第二項 各号列記以外の部 分	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十七条第一項ただし書
第四十四条第二項 第三号	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第六 条第一項
第四十五条第一項	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十七条第一項ただし書
	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第六 条第一項
第四十五条第二項 各号列記以外の部 分	条例第二十三条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十七条第一項ただし書
第四十五条第二項 第三号	条例第六条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第六 条第一項
第四十六条	条例第二十七条第二項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二

		十七条第二項
第四十七条第一項 及び第二項各号列 記以外の部分	条例第二十七条第三項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十七条第三項
第四十七条第二項	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第一号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四十八条第一 項、第二項及び第 三項各号列記以外 の部分	条例第二十七条第五項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十七条第五項
第四十八条第三項 第一号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第四十八条第三項 第二号	第二種対象事業	都市計画第二種対象事業
第四十九条第一項 及び第二項	条例第二十八条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十八条第一項
第四十九条第三項 各号列記以外の部 分	条例第二十八条第二項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第二 十八条第二項
第四十九条第三項 第一号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第四十九条第三項 第二号	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第四十九条第三項 第三号及び第四号	対象事業	都市計画対象事業
第五十条	条例第三十条第二項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十条第二項
第五十一条第一項	条例第三十条第三項	条例第三十九条第二項の規定によ

及び第二項各号列 記以外の部分		り読み替えて適用される条例第三 十条第三項
第五十一条第二項 第一号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
第五十一条第三項	第一種対象事業	都市計画第一種対象事業
第五十二条	条例第三十条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十条第一項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第三十条第四項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十条第四項
第五十三条	条例第三十一条第一項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十一条第一項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第三十一条第四項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十一条第四項
第五十四条	条例第三十三条	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十三条
第五十五条	条例第三十三条	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十四条
第五十六条第一項	条例第三十五条第二項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十五条第二項
第五十六条第二項 及び第五十六条の 二	条例第三十五条第二項	条例第三十九条第二項の規定によ り読み替えて適用される条例第三 十五条第二項

第五十七条及び第五十八条	条例第三十五条第三項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三十五条第三項
第五十八条の二	事業者	都市計画決定権者
	事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者	都市計画第一種対象事業若しくは都市計画第二種対象事業の事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者
第五十九条	条例第三十五条第三項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三十五条第三項
第六十条	条例第三十五条第四項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三十五条第四項
第六十一条	条例第三十六条第四項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三十六条第四項
第六十二条	条例第三十七条第二項	条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三十七条第二項

(平一九規則三三・平二五規則五八・一部改正)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の条例の読替え)

第六十八条 条例第四十一条の規定により都市計画決定権者が都市計画の変更をしようとする場合における条例第二十七条第一項の規定の適用については、「事業者は、工事完了の届出を行うまでの間」とあるのは「都市計画決定権者（都市計画第一種対象事業又は都市計画第二種対象事業に係る工事に着手した後においては当該都市計画第一種対象事業又は都市計画第二種対象事業の事業者）は、第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の規定による都市計画第一種対象事業実施計画書又は第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項又は第三項において準用する第六条第一項の規定による都市計画第二種対象事業実施計画書の提出を行って

から第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定による工事の完了の届出を行うまでの間」と、「第五条第二号（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。））」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第二号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。））」と、「を変更」あるのは「の変更に係る都市計画の変更を」と、「当該変更後」とあるのは「当該事項を変更した後」とする。

（平二五規則五八・一部改正）

（対象港湾計画の要件）

第六十九条 条例第四十五条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 港湾計画の決定であつて、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が百五十ヘクタール以上であるもの
- 二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が百五十ヘクタール以上であるもの

第七十条 削除

（平二五規則五八）

（港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続についての条例の読替え）

第七十一条 条例第四十五条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三章第三節の節名	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十一条の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十一条	事業者は、前条第一項前段に規定する意見を勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して、第五条第七号に掲げる事	第四十五条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、

	項に検討を加え、	
	第一種対象事業に係る環境影響評価	第四十五条第一項の対象港湾計画 (以下「対象港湾計画」という。) に定められる第四十四条の港湾開発等 (以下「港湾開発等」という。) に係る同条の港湾環境影響評価 (以下 「港湾環境影響評価」という。)
第十二条の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十二条	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等 に係る港湾環境影響評価
第三章第四節の節名	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十三条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十三条各号列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等 に係る港湾環境影響評価
	環境影響評価の	港湾環境影響評価の
	環境影響評価準備書 (以下「第一種対象事業準備書」という。)	港湾環境影響評価準備書
第十三条第一号	第五条第一号から第六号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
第十三条第二号	第八条第一項の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
第十三条第三号	第十条第一項の知事の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等 が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第十三条第四号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十三条第六号	環境影響評価の結果	港湾環境影響評価の結果
第十三条第六号イ	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響	第四十四条の港湾環境影響 (以下

		「港湾環境影響」という。)
第十三条第六号ニ	第一種対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
第十三条第七号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十四条の見出し	環境影響評価準備書等	港湾環境影響評価準備書等
第十四条	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	第六条第一項の地域（第八条第一項及び第十条第一項の知事の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み当該地域に追加すべきものとして認められる地域を含む。以下「第一種対象事業関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「第一種対象事業関係市町村長」という。）	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第十五条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十五条第一項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	第一種対象事業関係地域	関係地域
第十五条第二項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第十六条第一項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係地域	関係地域
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第十六条第二項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長

第十六条第三項及び第四項	事業者	港湾管理者
第十六条第五項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第十七条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十七条第一項	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	事業者	港湾管理者
第十八条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十八条	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第十九条第一項	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第十九条第二項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第二十条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第二十条第一項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第二十条第二項	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第二十条第三項	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
	事業者	港湾管理者
第五節の節名	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第二十一条の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第二十一条各号列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響評価書（以下「第一種対象事業評価書」という。）	港湾環境影響評価書
第二十一条第五号	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書

第二十一条第六号	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第二十二條の見出し	環境影響評価書等	港湾環境影響評価書等
第二十二條	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第二十三條の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第二十三條第一項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
	第一種対象事業関係地域	関係地域
第二十三條第二項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第五章の章名	対象事業	対象港湾計画
第二十六條の見出し	事業者	港湾管理者
第二十六條	事業者	港湾管理者
	第六条第一項の規定による第一種対象事業実施計画書又は第二十五条第二項又は第三項において準用する第六条第一項の規定による第二種対象事業実施計画書の提出を行ってから第三十四条の規定による工事の完了の届出を行うまでの間（以下この章において「工事完了の届出を行うまでの間」という。）	第十四條の規定による港湾環境影響評価準備書の提出を行ってから第二十三條第一項の規定による公告を行うまでの間
	第五条第一号（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項	港湾管理者の氏名及び住所
	第一種対象事業関係市町村長又は第二種対象事業関係市町村長（以下「関係市町村長」とい	関係市町村長

	う。)	
第二十七条の見出し	事業内容	港湾計画の内容
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第二十七条第一項	事業者	港湾管理者
	工事の完了の届出を行うまでの間	第十四条の規定による港湾環境影響評価準備第二十三条第一項の規定による公告を行うまでの間
	第五条第二号（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）	第十三条第二号
	事業が第一種対象事業に該当するときは第三章（第一節を除く。）、この章及び次章の、当該変更後の事業が第二種対象事業に該当するときは前章から次章までの規定によるそれぞれの環境影響評価	港湾計画が対象港湾計画に該当するときは、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等について、第十条から第二十三条までの規定による港湾環境影響評価
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
第二十七条第二項	事業者	港湾管理者
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第二十七条第三項	事業者	港湾管理者
	環境影響評価その他の手続を行うこととなったとき（同項の規定による第五条第二号に掲げる事項の変更の前後の事業がいずれも第二種対象事業であるときを除く。）	港湾環境影響評価その他の手続を行うこととなったとき
第二十八条の見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第二十八条第一項各号	事業者	港湾管理者

列記以外の部分	工事完了の届出を行うまでの間	第十四条の規定による港湾環境影響評価準備書の提出を行ってから第二十三条第一項の規定による公告を行うまでの間
第二十八条第一項第一号	対象事業を実施しない	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない
第二十八条第一項第二号	第五条第二号（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）	第十三条第二号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第六章の章名	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第二十九条の見出し	対象事業の着手	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
第二十九条第一項	事業者	港湾管理者
	第二十三条第一項（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）	第二十三条第一項
	対象事業	対象港湾計画
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業）に係る工事に着手	港湾計画。以下この条において同じ。）の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
第二十九条第二項	第二十三条第一項（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）	第二十三条第一項
	第五条第二号	第十三条第二号
	事業を実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第三十五条第一項	事業者	港湾管理者

	第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
	第十三条第六号ハ（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）	第十三条第六号ハ
	対象事業に係る工事の着手後、環境保全措置指針に基づき、当該事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響	対象港湾計画に定められた港湾開発等に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期において、環境保全措置指針に基づき、港湾環境影響
第三十五条第二項	事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「事業者等」という。）	港湾管理者
	第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
	第十三条第六号ロ（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）	第十三条第六号ロ
第三十五条第三項	事業者	港湾管理者
	第一種対象事業関係地域内又は第二種対象事業関係地域内	関係地域内
第三十五条第四項	事業者	港湾管理者
第三十五条第五項	事業者等	港湾管理者
第三十六条第一項	事業者等	港湾管理者
	対象事業の実施状況	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更の状況
	事業者等の事務所若しくは対象事業が実施されている	対象港湾計画に定められた
	対象事業の実施状況を検査さ	港湾環境影響

	せ、若しくは対象事業に係る環境影響	
第三十六条第二項	又は検査若しくは調査	又は調査
	事業者等	港湾管理者
	検査又は調査	調査
第三十七条第一項各号 列記以外の部分	事業者等	港湾管理者
第三十七条第一項第一号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第三十七条第一項第二号	第一種対象事業実施計画書若しくは第二種対象事業実施計画書、第一種対象事業準備書若しくは第二種対象事業準備書又は第一種対象事業評価書若しくは第二種対象事業評価書	港湾環境影響評価準備書又は港湾環境影響評価書
第三十七条第一項第三号	対象事業に係る工事に着手	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
第三十七条第一項第五号	検査若しくは調査	調査
第三十七条第二項及び第三項	事業者等	港湾管理者
第三十七条第四項	関係市町村長及び対象事業の実施に係る許認可等を行う知事以外の者	関係市町村長

(平二五規則五八・一部改正)

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続についての規則の読替え)

第七十二条 第二章、第四章及び第五章（第二章第一節及び第二節、第四十五条第二項第三号並びに第五十条から第五十五条までを除く。）の規定は、条例第四十五条第一項の規定により港湾管理者が港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二章第三節の節名	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十四条の見出し	環境影響評価準備書等	港湾環境影響評価準備書等
第十四条第一項	条例第十四条	条例第四十五条第二項において準用する条例第十四条
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	第一種対象事業準備書等	港湾環境影響評価準備書等
第十四条第二項	条例第十四条	条例第四十五条第二項において準用する条例第十四条
	第一種対象事業準備書等	港湾環境影響評価準備書等
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第十五条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十五条	条例第十五条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十五条第一項
第十六条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十六条	条例第十五条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十五条第一項
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第十七条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十七条	条例第十五条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十五条第一項
	条例第十四条に規定する第一種対象事業関係地域	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
	条例第十七条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十七条第一項
第十七条の二の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書

第十七条の二	条例第十五条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十五条第一項
	第一種対象事業準備書等	港湾環境影響評価準備書等
第十八条	条例第十五条第二項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十五条第二項
第十九条	条例第十六条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十六条第一項
	第一種対象事業関係地域	関係地域
	事業者	港湾管理者
第二十条第一項第二十條第二項及び第三項各号列記以外の部分	条例第十六条第二項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十六条第二項
第二十条第三項第一号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第二十条第三項第二号	第一種対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第二十条第三項第三号	第一種対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第二十条第三項第四号	第一種対象事業関係地域の範囲	関係地域の範囲
第二十一条各号列記以外の部分	条例第十六条第四項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十六条第四項
	事業者	港湾管理者
第二十一条第二号	事業者	港湾管理者
第二十三条	条例第十六条第五項	条例第四十五条第二項において準

		用する条例第十六条第五項
第二十四条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第二十四条	条例第十七条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十七条第一項
	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第二十五条	条例第十八条	条例第四十五条第二項において準用する条例第十八条
第二十六条	条例第十九条第一項（条例第五十条第二項において準用する場合を含む。）	条例第四十五条第二項において準用する条例第十九条第一項
	第一種対象事業関係地域	関係地域
第二十七条第一項第二号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第二十七条第一項第三号	第一種対象事業の名称及び書類	対象港湾計画の名称
第二十七条第二項	事業者及び第一種対象事業関係市町村長	港湾管理者及び関係市町村長
第二十九条第二項	事業者及び第一種対象事業関係市町村長	港湾管理者及び関係市町村長
第三十二条第二項	第一種対象事業準備書	港湾環境影響評価準備書
第三十五条各号列記以外の部分	条例第十九条第二項	条例第四十五条第二項において準用する条例第十九条第二項
第三十五条第一号	第一種対象事業の名称	対象港湾計画の名称
第三十六条の見出し	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第三十六条	条例第二十条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十条第一項
第二章第四節の節名	環境影響評価書	港湾環境影響評価書

第三十七条の見出し	環境影響評価書等	港湾環境影響評価書等
第三十七条第一項	条例第二十二条	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十二条
	第一種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
	第一種対象事業評価書等	港湾環境影響評価書等
第三十七条第二項	条例第二十二条	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十二条
	第一種対象事業評価書等	港湾環境影響評価書等
	第一種対象事業関係市町村長	関係市町村長
第三十八条の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第三十八条	条例第二十三条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
第三十九条の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第三十九条	条例第二十三条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
	第一種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
第四十条各号列記以外の部分	条例第二十三条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
第四十条第一号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第四十条第二号	第一種対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域 (決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
第四十条第三号	第一種対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域

第四十条第四号	第一種対象事業関係地域の範囲	関係地域の範囲
第四十条第五号	第一種対象事業評価書	港湾環境影響評価書
第四十条の二の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第四十条の二	条例第二十三条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
	第一種対象事業評価書等	港湾環境影響評価書等
第四十一条	条例第二十三条第二項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第二項
第四十三条の見出し	事業者の氏名等	港湾管理者の名称等
第四十三条	条例第二十六条	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十六条
第四十四条の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第四十四条第一項	条例第二十三条第一項（条例第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。この条及び次条において同じ。）	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
	別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第六条第一項（条例第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。この条及び次条において同じ。）の規定を適用し	第六十九条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について条例第四十五条第二項において準用する条例第十四条の規定を

	た場合における条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響	適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響
第四十四条第二項 各号列記以外の部分	条例第二十三条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
第四十四条第二項 第二号	別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元	第六十三条第一号又は第二号に規定する区域の位置
第四十四条第二項 第三号	対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業	対象港湾計画について条例第四十五条第二項において準用する条例第十四条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画
第四十五条の見出し	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第四十五条第一項	条例第二十三条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項
	条例第二十七条第一項ただし書	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
	別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を	第六十九条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの

	適用した場合における条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響	(当該変更後の対象港湾計画について条例第四十五条第二項において準用する条例第十四条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響
第四十五条第二項各号列記以外の部分	条例第二十三条第一項 条例第二十七条第一項ただし書	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十三条第一項 条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第一項ただし書
第四十五条第二項第二号	別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元	第六十九条第一号又は第二号に規定する区域の位置
第四十六条の見出し	事業内容	港湾計画の内容
第四十六条第一項及び第二項	条例第二十七条第二項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第二項
第四十七条の見出し	事業内容	港湾計画の内容
第四十七条第一項及び第二項各号列記以外の部分	条例第二十七条第三項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第三項
第四十七条第二項第一号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第四十七条第二項第二号	第一種対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域 (決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定

		められていたものを除く。)の面積
第四十七条第二項第六号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第四十八条の見出し	事業内容	港湾計画の内容
第四十八条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分	条例第二十七条第五項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十七条第五項
第四十八条第三項第一号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第四十八条第三項第二号	第二種対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域 (決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
第四十九条の見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第四十九条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分	条例第二十八条第一項	条例第四十五条第二項において準用する条例第二十八条第一項
第四十九条第三項第一号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第四十九条第三項第二号	第一種対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域 (決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積

		積
第四十九条第三項 第三号及び第四号	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止
第五十六条第一 項、第二項及び第 五十六条の二	条例第三十五条第二項	条例第四十五条第二項において準 用する条例第三十五条第二項
第五十七条	条例第三十五条第三項	条例第四十五条第二項において準 用する条例第三十五条第三項
第五十八条	条例第三十五条第三項	条例第四十五条第二項において準 用する条例第三十五条第三項
第五十八条の二	事業者又はこの者に代わって事後調 査を行う旨の申出に基づき知事が適 当と認めた者	港湾管理者
第五十九条各号列 記以外の部分	条例第三十五条第三項	条例第四十五条第二項において準 用する条例第三十五条第三項
第五十九条第一号	事業者の氏名及び住所	港湾管理者の名称及び住所
第五十九条第二号	第一種対象事業の名称、種類及び規 模	対象港湾計画の名称及び対象港湾 計画に定められる埋立て等区域 (決定後の港湾計画の変更にあつ ては、当該変更前の港湾計画に定 められていたものを除く。)の面 積
第五十九条第三号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開 発等が実施されるべき区域
第五十九条第四号	対象事業関係地域	関係地域
第六十条	条例第三十五条第四項	条例第四十五条第二項において準 用する条例第三十五条第四項

(平二五規則五八・平二八規則四九・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定

は、公布の日から施行する。

(条例附則第四項の規則で定める変更)

- 2 第四十五条第一項並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、条例附則第四項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「条例第二十三条第一項の規定により公告を行った後における条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更」とあるのは「条例附則第四項の規則で定める変更」と、同項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

(条例附則第七項の届出)

- 3 条例附則第七項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - 二 事業の名称、種類及び規模
  - 三 事業が実施されるべき区域
  - 四 条例施行後に条例第六条第一項（条例第二十五条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定を適用した場合における条例第六条第一項に規定する地域の範囲

(条例附則第七項の通知)

- 4 条例附則第七項の規定による通知は、前項第一号から第四号までに掲げる事項を通知しなければならない。

附 則（平成一九年規則第三三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定により環境影響評価実施計画書（以下「計画書」という。）についての公告を行っている第一種対象事業、条例第二十五条第二項において準用する条例第五条の規定により計画書の作成を行っている第二種対象事業及び条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項の規定により計画書

についての公告を行っている都市計画に係る対象事業については、この規則による改正後の大分県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定（改正後の規則第四十二条において準用する場合及び改正後の規則第六十七条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 事業者は、施行日前においても、改正後の規則第四条の規定の例による計画書の作成を行うことができる。
- 4 前項の場合において、事業者が行った計画書の作成については、改正後の規則第四条の規定により施行日に行われたものとみなす。

附 則（平成二五年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、別表第一の一の項及び二の項のホの改正規定、別表第一の二の四の項の計画段階配慮事項の欄の改正規定並びに別表第二の三の項の事業の諸元の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

（大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第二項の規則で定める変更等）

- 2 改正後の第四十五条の規定は、大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成二十九年大分県条例第十四号）附則第二項の規則で定める軽微な変更及び規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第一項中「対象事業」とあるのは「事業」と、同条第二項第二号中「以外の変更」とあるのは、「以外の変更（当該変更により、別表第一の十一の項に該当する事業となるものを除く。）」と、「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の別表第三の二の項から五の項までの項中「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と、同表の六の項中「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

別表第一（第二条、第三条関係）

（平二八規則四九・平二九規則六・一部改正）

事業の種類	第一種対象事業の要件	第二種対象事業の要件
-------	------------	------------

一 条例別表第一号に掲げる事業の種類	イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する県道又は第八条第一項に規定する市町村道（以下「県道等」という。）の新設の事業（車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号の付加追越車線、同条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	
	ロ 県道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が七・五キロメートル以上であるものに限る。）	
二 条例別表第二号に掲げる事業の種類	イ 出力が二万二千五百キロワット以上である水力発電所の設置の工事業	出力が一万五千キロワット以上二万二千五百キロワット未満である水力発電所の設置の工事業
	ロ 出力が二万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業	出力が一万五千キロワット以上二万二千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所

	の変更の工事の事業
ハ 出力が十一万二千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	出力が七万五千キロワット以上十一万二千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業
ニ 出力が十一万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	出力が七万五千キロワット以上十一万二千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業
ホ 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業
ヘ 出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業
ト 出力が七千五百キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
チ 出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
リ 太陽光発電所の設置の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十一	

	項に規定する工業地域及び同条第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。)に限る。)	
	ヌ 発電設備の新設を伴う太陽光発電所の変更の工事の事業(太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上増加するもの(都市計画法第九条第十一項に規定する工業地域及び同条第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。)に限る。)	
三 条例別表第三号に掲げる事業の種類	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理する施設(以下「ごみ焼却施設」という。)の設置の事業(一日当たりの処理能力が二百トン以上であるものに限る。)	
	ロ ごみ焼却施設の規模の変更の事業(一日当たりの処理能力が二百トン以上増加するものに限る。)	
	ハ 廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業(一日当たりの処理能力が百キロリットル以上であるものに限る。)	
	ニ し尿処理施設の規模の変更の事	

	業（一日当たりの処理能力が百キロリットル以上増加するものに限る。）	
	ホ 廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が二十五ヘクタール以上であるものに限る。）	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満であるものに限る。）
	ヘ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の変更後の面積が二十五ヘクタール以上であるものに限る。）	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の変更後の面積が五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満であるものに限る。）
四 条例別表第四号に掲げる事業の種類	イ 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の設置の事業（最大排出ガス量（温度が摂氏零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した量をいう。以下同じ。）が一時間当たり十立方メートル以上又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水（専ら冷	

	却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水を除く。以下「排出水」という。)の量が一日当たり一万立方メートル以上であるものに限る。)	
	ロ 工場等の変更の事業(増加する最大排出ガス量が一時間当たり十万立方メートル以上又は増加する排出水の量が一日当たり一万立方メートル以上であるものに限る。)	
五 条例別表第五号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が四十ヘクタール以上であるものに限る。)	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が二十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるものに限る。)
六 条例別表第六号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)	流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)
七 条例別表第七号に掲げる事業の種類	住宅の用に供するための土地(道路、緑地その他の公共用施設の用に供するための土地を含む。)の造成の事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、	住宅用地の造成の事業(施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)

	<p>新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業（以下「新住宅市街地開発事業」という。）及び新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業（以下「新都市基盤整備事業」という。）であるものを除く。以下「住宅用地の造成の事業」という。）</p> <p>（施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	
八 条例別表第八号に掲げる事業の種類	<p>工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共施設の用に供するための敷地であって計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下この項において同じ。）の造成の事業（施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>工場用地の造成の事業（施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
九 条例別表第九号に掲げる事業の種類	<p>野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動又はレクリエーション施設の用に供するための土地の造成の事業（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業（以下「公園事業」という。）であるもの及び都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の造成事業（以下「都市</p>	<p>運動又はレクリエーション施設用地の造成の事業（施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>

	公園造成事業」という。)を除く。 以下「運動又はレクリエーション施設用地の造成の事業」という。) (施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)	
十 ゴルフ場の造成の事業	ゴルフ場（ホール数が十八ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が百メートル以上の施設又はホール数が九ホール以上十八ホール未満であり、かつ、ホールの平均距離が百五十メートル以上の施設をいう。以下この項において同じ。）の造成の事業（施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)	ゴルフ場の造成の事業（施行区域の面積が十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるものに限る。)
十一 条例別表第十一号に掲げる事業の種類	一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業（公園事業、都市公園造成事業である事業、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第二項第四号に規定する林道の新設又は改築、道路法第五条第一項に規定する道路の新設又は改築、ダム（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項の河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。）の新築、堰（河川の水位を調節して都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。）の新築又は改築、放水路（河川を分岐して新たな	その他の土地開発の事業（施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)

	<p>河川を開削し、流水を直接海又は水系の異なる他の河川に放流する水路をいう。)の新築、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第七十五条第一項の陸上空港等の新設又は変更、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第一項の自衛隊が設置する陸上飛行場の新設又は変更、土地区画整理事業である事業、新住宅市街地開発事業である事業、新都市基盤整備事業である事業並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第一項に規定する農用地の造成事業である事業並びに同条第二項第一号、第二号及び第七号の土地改良事業である事業を除く。以下「その他の土地開発の事業」という。)(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
--	---

別表第一の二(第三条の二関係)

(平二五規則五八・追加、平二九規則六・一部改正)

事業の種類	計画段階配慮事項
一 別表第一の一の項に該当する対象事業	対象事業が実施されるべき区域の位置及び道路事業の規模(道路の延長をいう。)
二 別表第一の二の項に該当する対象事業	<p>一 対象事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>二 対象事業に係る電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)その他の設備に係る配置及び構造</p>

<p>三 別表第一の三の項のイ又はロに該当する対象事業</p>	<p>一 ごみ焼却施設の設置の事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>二 ごみ焼却施設その他の設備に係る配置及び構造</p> <p>三 ごみ焼却施設の処理能力</p>
<p>四 別表第一の三の項のハ又はニに該当する対象事業</p>	<p>一 し尿処理施設の設置の事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>二 し尿処理施設その他の設備に係る配置及び構造</p> <p>三 し尿処理施設の処理能力</p>
<p>五 別表第一の三の項のホ又はへに該当する対象事業</p>	<p>一 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の別及び産業廃棄物最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第十四号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別)</p> <p>二 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積</p> <p>三 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>四 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の埋立容量</p> <p>五 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において処分する廃棄物の種類</p>
<p>六 別表第一の四の項に該当する対象事業</p>	<p>一 対象事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>二 排出ガス発生施設又は排水発生施設その他の設備に係る配置及び構造</p> <p>三 対象工場等の最大排出ガス量又は最大排水量</p>

七 別表第一の五の項に該当する対象事業	埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置及び埋立て又は干拓事業の規模（当該事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。）
八 別表第一の六の項から十一の項までに該当する対象事業	一 対象事業が実施されるべき区域の位置及び対象事業の規模（面積をいう。） 二 対象事業に係る施設の配置

別表第二（第四十四条関係）

（平二九規則六・一部改正）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の条件
一 別表第一の一の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一の二の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域（河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域をいう。以下同じ。）の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の二十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域（計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール

	堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域をいう。以下同じ。)の位置	未満であること。
	ダムコンクリートダム又はフィルダムの別	
三 別表第一の二の項のハ又はニに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
四 別表第一の二の項のホ又はヘに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
五 別表第一の二の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たな対象事業実施区域とならないこと。

六 別表第一の二の項の リ又はヌに該当する対 象事業	対象事業の位置	新たに太陽光発電所の用に供される敷地となる部分の面積が変更前の当該敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
七 別表第一の三の項の イからニまでに該当す る対象事業	処理能力	処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
八 別表第一の三の項の ホ又はへに該当する対 象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
	廃棄物処理法施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
九 別表第一の四の項に 該当する対象事業	最大排出ガス量又は排出水の量	一時間当たりの最大排出ガス量又は一日当たりの排出水の量が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十 別表第一の五の項に 該当する対象事業	埋立又は干拓に係る区域 (以下「埋立干拓区域」という。)の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十一 別表第一の六の項	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が

から九の項まで又は十一の項に該当する対象事業		変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十二 別表第一の十の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。

別表第三（第四十五条、附則第二項関係）

（平二九規則六・一部改正）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の条件
一 別表第一の一の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別について連続した千メートル以上の区間において変更がないこと。
二 別表第一の二の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。

	ダムのコングリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
三 別表第一の二の項のハ又はニに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口の位置が百メートル以上移動

		しないこと。
四 別表第一の二の項の ホ又はヘに該当する対 象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
五 別表第一の二の項の ト又はチに該当する対 象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
六 別表第一の二の項の リ又はヌに該当する対 象事業	対象事業の位置	新たに太陽光発電所の用に供される敷地となる部分の面積が変更前の当該敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
七 別表第一の三の項の イからニまでに該当す る対象事業	処理能力	処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。

八 別表第一の三の項のホ又はへに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
	廃棄物処理法施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
九 別表第一の四の項に該当する対象事業	最大排出ガス量又は排出水の量	一時間当たりの最大排出ガス量又は一日当たりの排出水の量が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	ばい煙の排出量	ばい煙の一時間当たりの排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
十 別表第一の五の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

十一 別表第一の六の項から九の項まで又は十一の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
十二 別表第一の十の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。

第1号様式（第3条の4、第42条関係）

（平25規則58・一部改正）

第1号様式の2（第3条の7、第49条関係）

（平25規則58・追加）

第1号様式の3（第6条、第42条関係）

（平25規則58・追加）

第2号様式（第10条、第18条、第41条、第46条、第60条関係）

第2号様式の2（第10条の3、第20条関係）

（平25規則58・追加）

第2号様式の3（第10条の5、第23条関係）

（平25規則58・追加）

第2号様式の4（第10条の5、第23条関係）

（平25規則58・追加）

第3号様式（第12条、第25条関係）

第4号様式（第14条、第42条関係）

第5号様式から第7号様式まで 削除

（平25規則58）

第8号様式（第37条、第42条関係）

第8号様式の2（第41条の2関係）

（平25規則58・追加）

第9号様式（第43条関係）

第10号様式（第43条関係）

第11号様式（第46条関係）

第12号様式（第46条関係）

第13号様式（第48条関係）

第14号様式（第48条関係）

第15号様式（第49条関係）

第16号様式 削除

（平25規則58）

第17号様式（第50条関係）

第18号様式（第50条関係）

第19号様式 (第54条関係)

第20号様式 (第54条関係)

第21号様式 (第55条関係)

第22号様式 (第55条関係)

第23号様式 (第56条関係)

第24号様式 (第61条関係)

第25号様式 (第63条関係)

第26号様式 (第65条関係)